

Public Information Furubira

広
報

ふるびら

2019(令和元年)



目次	防災情報の伝え方が変わります	2
	古平町議会第2回定例会	4
	下水道の正しい使用について	7
	町の出来事	8
	各種お知らせ	10
	柔道少年団	13
	登記Q&A・いきいきほのぼの文芸	14
	本の海より	15

7月14日 琴平神社例大祭

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの？

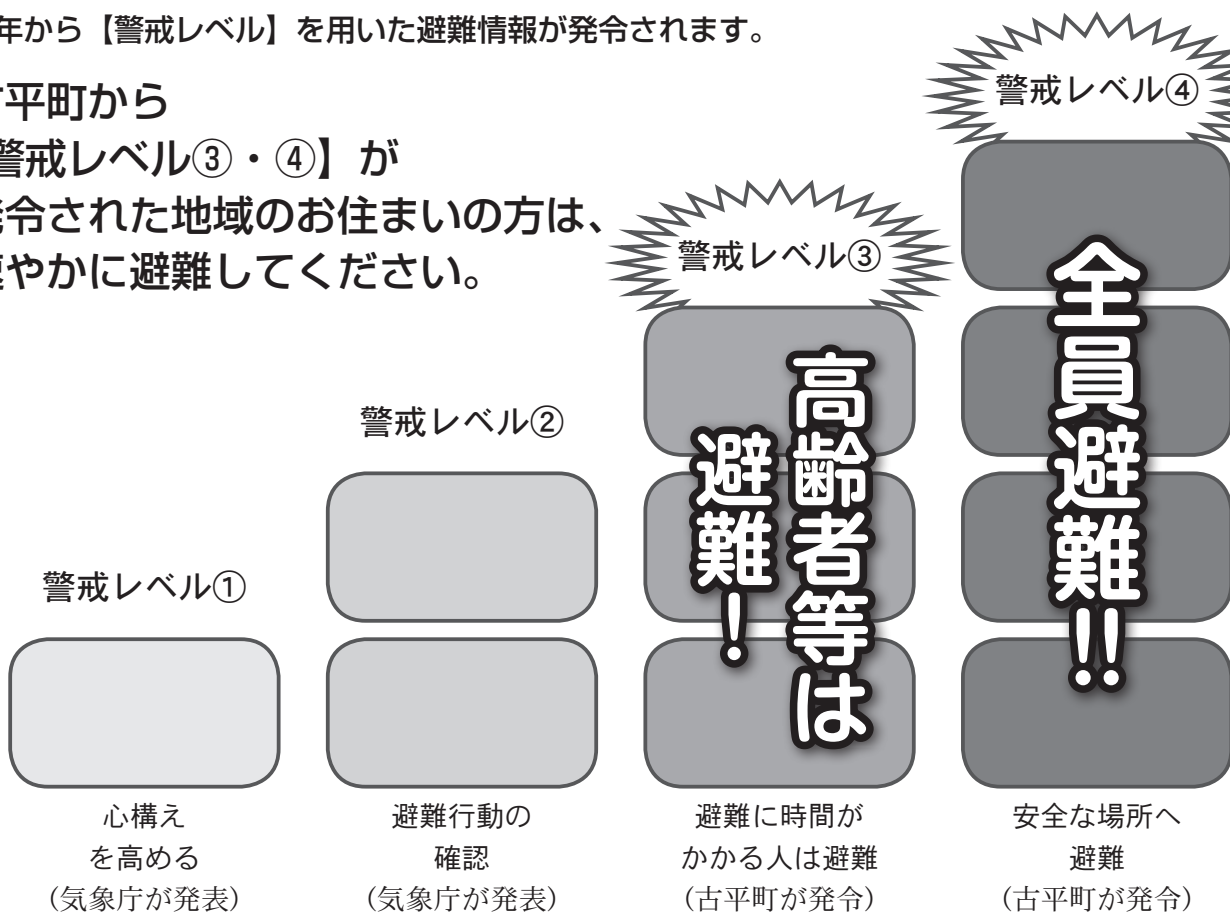
逃げ遅れ
ゼロへ!

警戒レベル 4 で全員避難!!

【警戒レベル】で避難のタイミングをお知らせします

今年から【警戒レベル】を用いた避難情報が発令されます。

古平町から
【警戒レベル③・④】が
発令された地域のお住まいの方は、
速やかに避難してください。



【警戒レベル⑤】(古平町が発令)は既に災害が発生している状況です。

このような内容で避難行動を呼びかけます!

呼びかけの一例

警戒レベル4
の場合

こちらは防災ふるびらです。緊急放送です。
現在、大雨の影響により、古平川が氾濫のおそれのある水位に到達しました。
そのため、浜町地区に洪水警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
浜町地区の方は速やかに全員避難を開始してください。
避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、
屋内の高いところに避難してください。

水害・土砂災害について、古平町が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階(※1)に整理しました。

〈避難情報等〉

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令〔古平町が発令〕
警戒レベル4	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)※3 ※3 地域の状況に応じて緊急の又は重ねて避難を促す場合に発令〔古平町が発令〕
警戒レベル3	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 〔古平町が発令〕
警戒レベル2	避難に備え、防災ハンドブック等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 〔気象庁が発令〕
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 〔気象庁が発令〕

〈防災気象情報〉

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル5相当情報

氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報

氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報

氾濫警戒情報
洪水警報 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

〔国土交通省・気象庁・
都道府県が発令〕

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

最近よく見聞きする警戒レベル。住民の皆さんが、避難行動をとりやすくするため、5段階でお知らせすることになりました。

■レベル1・2は気象庁

■レベル3～5は古平町が発令

警戒レベルは、数字が大きくなるにしたがって命の危険が増していきます。また、警戒レベル1と2の発表は気象庁が行い、レベル3～5は防災気象情報などを考慮し古平町が発令します。

■警戒レベルの注意点

警戒レベルは1から順番に発令するわけではありません。突然警戒レベル4が発令されることもあります。また、警戒レベルは想定される災害ごとに発令されます。例えば、大雨が降った際に、洪水の警戒レベル4と同時に土砂災害の警戒レベル3が同時に発令されることもあります。

■避難情報は古平町からお知らせ

防災気象情報には注意報や警報など様々な種類があります。しかし、警報が出たからといって高齢者等が必ず避難開始ではありません。防災気象情報はあくまで目安で、避難開始などのお知らせは古平町から行います。

■過去6年間で警報は50回

過去のデータを見ると警戒レベル3相当の大雨警報は毎年発令されています。

います。また、すべての警報を合わせると過去6年間で50回の警報が出ています(左表参照)。

■不安に思ったら情報収集

天気が悪く、心配に思ったら防災無線や各種メディアからの情報収集に努め、万が一の事態に備えましょう。

◇お問合せ先

役場総務課情報防災係

☎ 42-2181

古平町過去の警報発令回数(年度別)

	大雨	洪水	暴風	暴風雪	大雪	波浪	高潮
平成25年度	4	0	2	2	1	0	0
平成26年度	4	2	0	2	1	0	0
平成27年度	4	0	2	2	0	0	0
平成28年度	5	0	1	2	2	0	0
平成29年度	4	1	2	4	0	0	0
平成30年度	2	0	1	0	0	0	0
6年間計	23	3	8	12	4	0	0

※平成30年度からは基準が変わり警報が発令されづらくなりました

第2回定例会 行政報告（抜粋）

6月20日に開会した第2回定例会で町長が「行政報告」を、教育長が「教育行政報告」を行いました。



●導水管の復旧

平成31年3月19日から9日間に及ぶ町内全域の断水は、町民の皆さまに大変ご不便、ご迷惑をおかけしたることについて、心よりお詫び申し上げます。

3月27日には、川から直接ポンプにより取水する応急処置を行い、町内全域の断水を解消、町民の皆さまに節水のご協力をお願いし、何とか水量を確保していました。

応急処置による断水解消後、本格的な復旧に向け、空気弁の取り付けなどによる空気抜き作業や原因把握のためカメラにより調査した結果、導水管を塞いでいる碎石など相当量の堆積物を確認しました。

5月17日から当該石詰まり箇所を迂回する工事を施工し、5月28日に完成、試験取水を開始しました。

5月30日に試験取水に問題がないこと、導水管の水量が回復したことを確認し、導水管が復旧しました。

専門家の分析によりますと、今回の断水は、「①図面や台帳がない老朽化した排泥管が損傷し漏水が発生」、「②漏水の発生により沈砂池の水位が低下し、導水管内に空気が混入」、「③導水管内の原因不明な石詰まりによる送水能力低下」以上の3つの要因によるものと考えられ、老朽化が原因との判断は出ておりません。

今後は、導水管に付帯した設備の修繕や管理の徹底、中長期的な視点で導水管のあり方を検討するための資料収集、図面作成を優先的に進め、簡易水道会計の経営状況や財政基盤を分析し、多大な事業費を要する設備更新の可否などの検討に取り組みます。

●町立診療所海のまちクリニク

平成31年3月31日で、医療法人恵

尚会の指定管理を取り消し、4月2日から社会福祉法人北海道社会事業協会（協会病院）の協力を得て、地域のかかりつけ医として、一次医療の提供を目的に直営で運営開始しました。

運営当初は、火曜日、金曜日の午前と第2土曜日の午前という限定的な診療再開となりましたが、現在は火曜日の診療時間延長と木曜日の午後診療を追加しました。

4月、5月の診療日数は20日（半日診療）で延べ739人が受診、1日あたり平均37人の受診となっております。

診療にあたっている医師9名はそれぞれの分野の専門医ということもあり、自分の病状にあった医師を選んで診察を受けている方が多く見られています。

また、重篤な病気を早期に見出し、二次医療への引き継ぎもスムーズに行われたケースもあると聞いています。

調剤については、調剤薬局の閉鎖により院内調剤を行っています。診療再開時には、仕入れが間に合わなかったことなどの理由から、薬の提供に時間がかかっていましたが、在庫も安定的に確保できたことや体制の見直し、改善などにより提供時間の短縮が図られています。

町では、町民のニーズ把握に努め、本町の実情に合った安定的な一次医療の提供やこれまで以上に充実した第二次医療への円滑な引き継ぎ体制の構築に向け、最大限の力であたっています。

●消費税率の引き上げに伴う使用料等の対応

令和元年10月1日に予定されている消費税率の引き上げに伴い公共料金の見直し検討委員会を庁内に設置し、収支状況の確認、利用料金の推計、料金改定パターンへの検討を進めてきました。

平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられた当時は、1年半後の平成27年10月に10%に引き上げが予定されていたため増税相当額の転嫁を見送り、10%引き上げ時に転嫁する予定でした。

検討の結果、家族旅行村、ふるびら温泉しおかせ、あいらんど広場パークゴルフ場及び上下水道料金の引き上げを行う予定です。

その他の使用料及び手数料等については、今年度中に「見直しに関する基本指針」を策定し、これまでの「類似施設に合わせた」「近隣町村に合わせた」などの算定根拠から、原価算定方式いわゆるフルコストによる明確な料金算定基準で、「負担の

公平性」や「適正な負担」などを適切に考慮した使用料及び手数料等の見直しを進めていきます。

●中心拠点誘導複合施設

中心拠点誘導複合施設建設基本設計、ふるびら150年広場及び恵比須小路線改良基本設計などについては、令和元年6月30日の業務完了をめざし、現在、最終段階の作業を進めています。

基本設計がまとまり次第、町広報などにより町民の皆さまと情報共有や意見聴取を実施しながら、実施設計作業を進めていきます。

また、経済産業省が所管するエネルギー構造高度化事業補助金の交付決定を受け、地中熱の導入可能性調査、地中熱等の利用システム開発、エネルギービジョン策定などを予定しています。

●地域公共交通網形成計画

町民の皆さまにとって利便性の高い交通体系を構築するため、平成31年4月11日に交通事業者や関係機関、公共交通の利用者などを構成員とする地域公共交通活性化協議会を設置し、持続的な公共交通のあり方などの検討を開始しました。

今後は、実証運行計画の策定や地域公共交通網形成計画策定に向け協

議を進めていきます。

●火葬場建設事業

火葬場建設工事については、5月9日の臨時議会で契約締結議案の議決をいただき、同日付で本契約を締結しました。

また、新しい火葬設備は、国内大手2社のうち、火葬炉本体の形状及びシステム等において1社の優位性を認め、株式会社宮本工業所と随意契約を締結しました。

建設工事期間は令和2年3月まで、現火葬場の取り壊し及び外構工事はその後となることから、しばらくの間、施設周辺に大型の工事車両が入りやすくなるなど、火葬場ご利用の際には町民の皆さまにご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解ご協力をお願いします。

●保健予防対策

これまでの風しん対策は、先天性風しん症候群を予防する観点から乳幼児及び妊娠を希望する女性を中心にやってきましたが、平成30年7月以降、特に関東地方で起きた風しんの大流行を受けて、その患者の中心である30代から50代の男性を対象に本年度から3年間、時限措置「風しんに関する追加的対策」として、定期接種を実施する予定です。

教育行政報告（抜粋）



●全国学力・学習状況調査

全国学力学習状況調査は4月18日に全国一斉に小学校6年生、中学校3年生を対象として、国語、算数・数学に加えて今年度から中学校で英語の調査が行われ、小学校では15名全員、中学校では12名全員が調査を受けています。

教科に関する調査は、昨年度までは知識に関するA問題と活用に関するB問題が実施されていましたが、今年度からは知識と活用を一体的に問う問題となっています。

調査結果は、7月末頃に文部科学省から都道府県別に公表され、この

公表を受けて北海道教育委員会（以下「道教委」）から14管内別に平均正答率や学習状況調査結果が公表されると聞いており、本町では、2月20日開催の教育委員会で決定された『平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施方針』に基づき、調査結果等の公表等を行っていきます。小中学校では、自己採点結果を授業改善等に活用するべく取り組んでいて、調査結果が子どもたちの学力向上につながるよう指導・助言に努めていきます。

●第4地区教科書採択

小中学校の教科書は、原則4年ごとに採択替えを行うことになっていて、本町の教科書は後志管内の町村で構成される第4地区教科書採択教育委員会協議会で採択されます。

5月22日に第1回の協議会が開催され、役員の改選、今後の日程確認等が行われ、今後、担当教職員で構成される調査委員会の意見を踏まえ、8月上旬頃に採択される予定です。

今年度は、本町を含む北後志地区が事務局を担当していますので、教科書採択が円滑かつ公正に行われるよう取り組んでいきます。

●海洋教育

道教委は、今年の4月から3年間、

海洋教育に関する実践研究を日本海、太平洋、オホーツク海の3地域で行うことになり、日本海のモデル地域に古平町が選定されました。

実践校に指定された小中学校では、海と地域産業の関わりなどの海洋教育について、体験的・探究的な学習プログラムを開発を進め、ふるさとを愛し、主体的に地域社会に関わる人材の育成に取り組むことになりました。

教育委員会としても、道教委と連携して必要な支援に努めていきたいと考えています。

●コミュニティスクール

令和2年度の導入に向けた第1回古平町コミュニティスクール準備委員会を6月10日に文化会館で開催し、学校関係者、PTA関係者など6名の委員に参加いただき、進捗状況の確認、今年度の流れを確認し組織体制について検討していただきました。今後も計画的に準備を進めていきます。

●社会教育

青少年教育及び高齢者教育の一環として、今年度も「青少年わんぱく王国」、「たけなわ学級」を5月から開講し、それぞれ年10回開催します。

また、小学生の学習習慣の定着と基礎学力向上を目的に「放課後ふるびら塾」を5月から毎週木曜日に開催しており、小学校の学習活動と連携して、基礎学力の向上につなげていきたいと考えています。

第2回定例会で審議された案件

議案第27号

令和元年度古平町一般会計補正予算(第2号)

現行予算に8557万3千円を追加し、予算総額を36億1920万4千円とするものです。主な内容は、中心拠点誘導複合施設実業務委託料の増額やプレミアム商品券引き換え業務の委託料などです。

議案第28号

古平町税条例等の一部を改正する条例案

古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案

議案第28号、29号ともに地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、古平町税条例等及び都市計画税条例に所要の改正を行うものです。主な内容は、住宅ローン控除の拡充や軽自動車税の環境性能割の導入などです。

議案第30号

古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴う、古平町国民健康保険税条例に所要の改正を行うものです。主な内容は、所得判定基準の改正を行い、低所得者の負担を軽減するものなどです。

議案第31号

消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例案

10月からの消費税率及び地方消費税率引き上げに伴い、町内施設の利用料や上下水道料金の引き上げを行うものです。

議案第32号

特別職の職員の給与の特例に関する条例案

古平町社会福祉協議会の消費税が未申告となっていたことについて、適切な事務処理を怠り、本来支払う必要のない延滞税及び無申告加算税を発生させ町に損害を与えたため、当時の担当課長である佐藤副町長の7月分及び8月分の給料を20%減額するものです。

議案第33号

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について

議案第33号、34号及び35号ともに北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散したことに伴い、各組合の規約を一部改正するものです。

議案第36号

古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

中心拠点誘導複合施設整備事業やふるびら150年広場整備事業の実施に伴い、古平町過疎地域自立促進市町村計画に所要の変更を行うものです。

報告第1号

繰越明許費繰越計算書について

平成30年度に完了しなかった事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和元年度に繰越したことを議会に報告するものです。

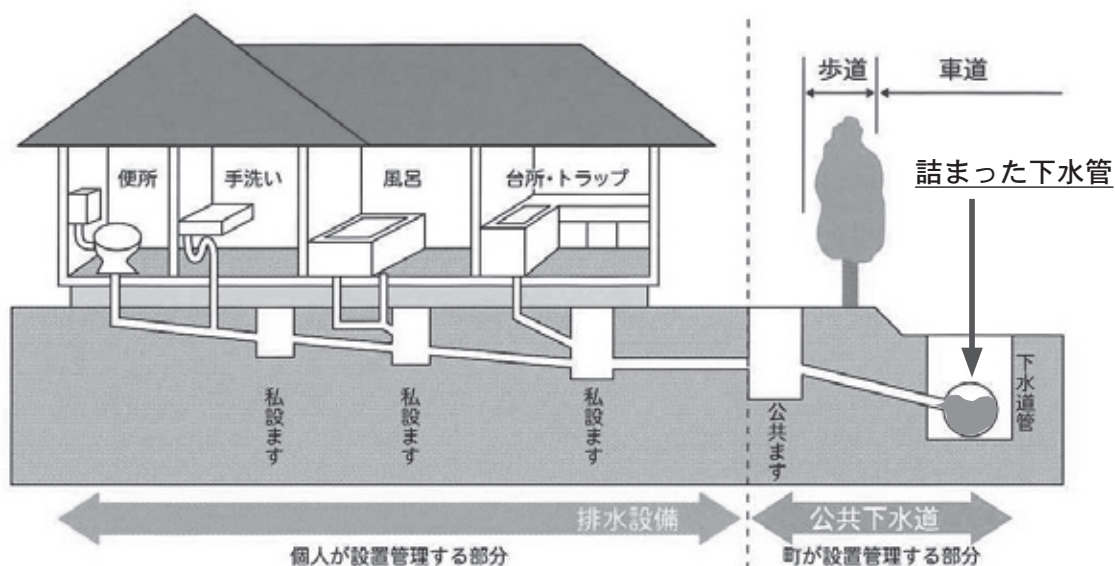


下水道(水洗)の正しい使用について

ここ数年、下水管が詰まり、汚水が流れなくなり広範囲に影響を及ぼしています。下水管が詰まると台所やトイレから汚水があふれ、日常生活に支障を来たします。このため、下記の正しい下水道の使い方にご協力をお願いします。

下水管が詰まる原因

- ・てんぷら油は可燃ゴミに出す。(排水口に流さない。)
- ・調理器具に付着した油などは、ふきとってから洗う。
- ・排水口にゴミを捨てない。
- ・便器にトイレットペーパー以外は捨てない。



今までに詰まった事例

てんぷら油のかたまり、タオル、お菓子の袋、飲み物の容器、洗剤容器など

※下水道が異常と思われた場合は建設水道課に連絡をお願いします。

◇お問合せ先 役場建設水道課管理係 ☎ 42-2181



代表し謝辞を述べる高橋留美子さん

6/21 れい明の里職親会通常総会・入社式激励会 優良勤続で8名が表彰

れい明の里職親会の通常総会と入社式激励会がれい明会館で行われました。職親会とは働きたい障がい者に対し、就労の場を提供する活動などを行う団体です。

総会の開会にあたり吉野浩次会長が「障がいをもった方がそれぞれの仕事を持ち、頑張っていることに心から感謝します」と挨拶後、今年度の事業計画案と予算案などが全会一致で議決されました。

入社式激励会では新規就職激励者2名、長期勤続優良従業員表彰者7名、会長特別表彰（永年勤続者）1名が表彰され、代表し高橋留美子さんが「素敵な場を用意していただきありがとうございます。これからも社会人として責任のある行動を心がけます」と挨拶していました。



プレミアム商品券を買い求めるようす

6/28 古平町商工会プレミアム商品券発売 使用期限が延びてより便利に

古平町商工会からプレミアム商品券が発売され、発売直後の文化会館ロビーには多くの町民が訪れました。町内商店の活性化が目的で2000組が用意されました。

今年もプレミアム率は20%ですが、現金1万円分で1万2000円分の商品券1組の購入上限が1世帯あたり3組から4組へと増えました。また、使用期限も7月1日から12月31日までの半年間になり、利便性が向上しています。



海上での救助訓練のようす

6/30 古平消防団水上バイク隊水難救助訓練 夏季に備えた海上救助訓練

古平消防団の水上バイク隊が、これからの時季に備え、海水浴客が水難事故に巻き込まれた想定で水難救助訓練を実施しました。

初めに消防職員から団員にドライバー、救助者、要救助者ごとに動きや救助道具の使い方などを説明しました。その後、海上で救助するまでの基本的な流れを確認し、要救助者の意識がある想定とない想定での救助訓練を行いました。

また、訓練前には消防職団員約15名による港町海浜清掃が行われました。

7/3

町内会長会議開催

町の主要施策にさまざまな意見

町内会長会議が文化会館で行われ、16人の町内会長が集まりました。この会議は、地域の代表者である町内会長に、役場の主な事業や進め方を理解してもらうために年2回開催しています。

会議では3つの主要施策と各課からのお知らせ2つが役場担当者から説明されました。町内会長からは複合施設建設に関して「町内業者の活躍の場はあるのか?」「建設時の駐車場はどうすればいいのか?」などの意見がありました。

会議で説明された内容は各町内会で行われる地域懇談会でも説明予定ですので、積極的なご参加をお願いします。



町の事業に対し質問する町内会長

7/8

幼児センターいちご狩り

たくさんのいちごが採れたよ

幼児センターみらいのたいよう組（5歳児）の園児14人がいちご狩りを体験しました。このいちご狩りは堀農園の厚意で毎年園児たちを招待し行われています。

堀清さんがいちごの採り方を説明後、園児たちは足早にビニールハウスの中へ入っていき、いちごを見つけると、「た〜べよっ」「お尻の形〜」など元気にいちごを摘んでいきました。いちご狩りの途中では、転んで集めたいちごを地面にばら撒いてしまう場面もありました。いちごを集め始めて約1時間後、笑顔の園児たちのカゴにはたくさんのいちごが入っていました。

参加した本間新汰くんは「暑くて大変だったけど、たくさんいちごが採れて楽しかった」と話していました。



いちご狩り後の記念撮影

7/9

幼児・児童・生徒交流清掃

協力したくさんのごみが集まる

幼児・児童・生徒それぞれの縦の交流を通じ、地域の関係づくりと豊かな心の育成を図る交流清掃が古平町校外生活指導連絡協議会の主催で行われました。

幼児（5歳児）と児童（小学4年）と生徒（中学2年）を組み合わせた班で港町の海岸を約1時間清掃しました。「こっちに重たいごみがあるから手伝って」「靴に入った砂をとろうね」など中学生が小学生や園児を優しくリードしているのが印象的でした。

清掃後、古平中学校の本田亨校長は「1人じゃできないことも協力し多くのごみを集めることができました。みなさんありがとう」と参加者に話していました。



協力しごみを集めるようす

環境保全活動功労者感謝状

6月5日、地域の環境美化などに貢献した沢江町内会が北海道知事から環境保全活動功労者として表彰されました。

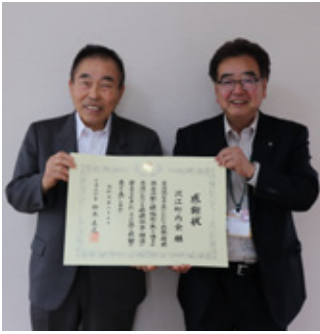
6月28日に、後志総合振興局環境生活課平野主幹から沢江町内会長の丹後藤雄さんに感謝状が伝達されました。

沢江町内会では、毎年環境美化の意識を高め会員の交流を図るためにマリーゴールドの花を植えています。今年も6月2日に、子どもからこ

年配まで35人が参加し、道路沿いの花壇にマリーゴールドの苗約300本を丁寧に植えていき



マリーゴールドを植えるようす



㊦丹後会長 ㊦平野主幹

古平町職員等を募集します

後志町村会では令和2年4月1日以降に採用予定の職員を募集しています。

○試験区分

一般事務職（初級・上級）

○職務内容

町村長部局や教育委員会などの一般行政事務に従事します。

○受験資格

初級 平成10年4月2日から平成14年4月1日生まれ

上級 平成4年4月2日から平成10年4月1日生まれ

○1次試験日時

令和元年9月22日(日) 9時～

○1次試験場所

倶知安町南3条西2丁目

○申込受付期間

ホテル第一会館

○申込受付期間

8月1日(木)まで（消印有効）

○申込方法

町ホームページからダウンロードし、必要事項を記載後、役場総務課までご提出ください。

◇お問合せ先

役場総務課総務係

☎42-2181

児童扶養手当等を

受けるために

「現況届」を提出

してください

毎年8月は、児童扶養手当の『現況届』と特別児童扶養手当の『所得状況届』を提出する時期です。対象となる方に8月上旬頃、役場から案内を送付しますので忘れずに提出してください。ただし、所得が高いと対象外となる場合があります。

この現況届を提出しないと手当を受けられる資格があっても、手当を受けることができなくなりますので注意してください。

●児童扶養手当とは

父（母）がいない子どもを養育している家庭等を対象として、子どもの福祉の増進を図ることを目的に、手当を支給する制度です。

●特別児童扶養手当とは

心身に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的に、手当を支給する制度です。

◇お問合せ先

役場町民課社会福祉係

☎42-2181

北方領土返還へ 8月は強調月間

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島は我が国固有の領土です。しかし74年にわたってソ連・ロシアにより不法占拠されており、その返還は日本国民の悲願です。

国では2月と8月を「北方領土返還運動全国強調月間」、2月7日を「北方領土の日」に指定しています。

北方領土問題を解決するには、国民の一致した力強い世論が必要です。強調月間に併せて北方領土問題に関する行事へ積極的に参加してください。

北方領土四島返還スローガン

「返還へ
世代を越えて
つなぐ声」



第1回

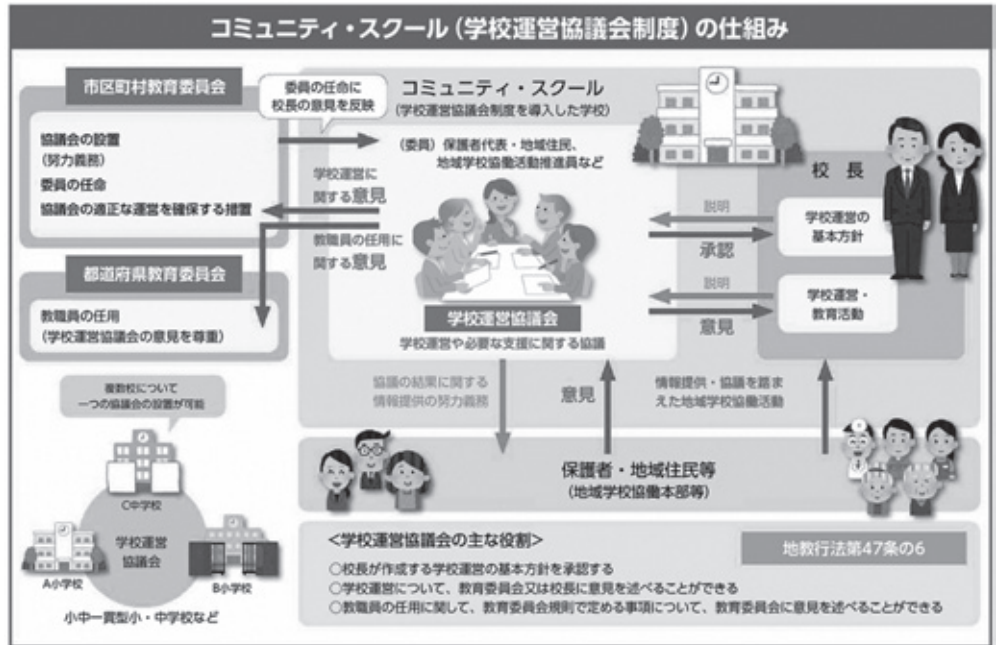
古平町コミュニティ・スクール 準備委員会開催

教育委員会では、地域の方や保護者が学校の運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の令和2年度導入に向けて、平成30年度から準備委員会を設置しております。

6月10日に令和元年度第1回目の古平町コミュニティ・スクール準備委員会が開催されました。

委員会では、小・中学校の校長先生、教頭先生、両PTA会長、不登校児童生徒相談員の7名の委員により、コミュニティ・スクールの組織体制について熱心に議論が交わされました。

今後は、委員や規則の検討、町民説明会等を行う予定です。



文部科学省HPより

台風に備えましょう

台風による災害は、主に暴風・大雨・高潮・高波によるものです。気象庁では、台風の位置や強さなどについて、5日先までの予報を発表します。また、災害の起こるおそれがある場合には警報や気象情報を発表し、警戒を呼びかけます。

台風が接近して暴風が吹き始めると、避難行動自体ができなくなるおそれがあることなどを踏まえ、テレビやラジオ、気象庁のホームページなどで常に最新の気象情報をチェックして、早めの備えを心がけてください。

—台風が接近する前—

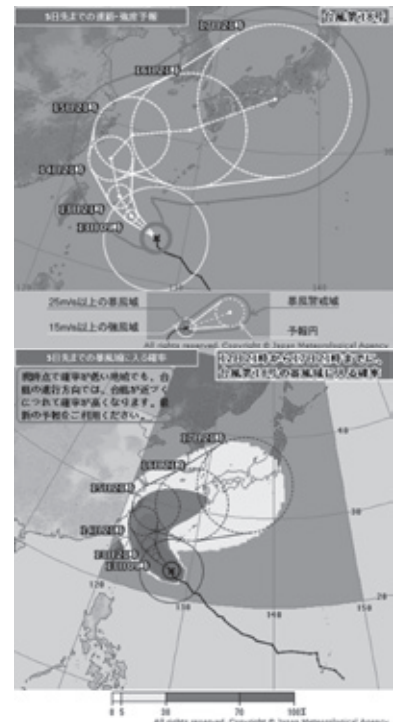
- 避難場所までの経路や危険な場所を家族で確認しておく。
- 屋外の風に飛ばされそうなものは、固定するか屋内に片付ける。
- 崖や溪流、川のそば、海岸付近に住んでいる方は、早めの避難を検討する。

—台風が接近して大雨や暴風の影響を受け始めた時—

- 不要な外出は避ける。
- 地元市町村から出される「避難指示（緊急）や避難勧告」（警戒レベル4）、「避難準備・高齢者等避難開始」（警戒レベル3）などのお知らせに注意する。また、指示等がなくても、自ら危険を感じたら屋内の安全な場所に移動または避難する。
- 崖や溪流、増水した川、海岸や防波堤には絶対に近づかない。

事前の備えと早めの判断で、台風災害から身を守りましょう。

◇お問合せ先 札幌管区気象台天気相談所 ☎011-611-0170



台風情報の例
上図：台風経路図（実況と5日先までの予報）
下図：台風の暴風域に入る確率（分布表示）



←気象庁HP
「台風情報」

国や道などからのお知らせ

知っていますか？ 苦情審査委員制度

○北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

○皆さん自身の利害に関係する苦情であれば、「苦情審査委員」に申し立てができます。

○皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公平で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います。

○審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

○個人情報保護にも十分配慮します。

①苦情申立の窓口は、道庁の『道政相談センター』か後志総合振興局の総務課です。

②苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。

③ホームページからでも申立書をダウンロードできます。

④申立方法は、「苦情申立書」に必要な事項を記入し提出してください。

◇お問合せ先
北海道総合政策部知事室道政相談センター
☎011-204-5523

メール

kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp

各種自衛官を募集します

自衛官候補生、一般曹候補生、航空学生を募集します。自衛官候補生・一般曹候補生の採用年齢が18歳以上33歳未満に変更になりました。

◇お問合せ先

自衛隊札幌地方協力本部
小樽地域事務所
小樽市稲穂2-22-4 樽石ビル2F
☎0134-22-5521

消費税の軽減税率制度の説明会

余市税務署と古平町商工会などが合同で消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

○説明内容

①軽減税率制度（対象品目・帳簿及び請求書等の記載方法など）の概要
②適格性空所等保存方式（インボイス制度）の概要
③軽減税率制度に対応するための中小事業者への支援措置について

○開催日(木)

8月8・22日
9月5・12・19・26日
各日1時半～2時半、3時半～4時半

◇お問合せ先

余市税務署
☎0135-25-1001

法律無料相談のご案内

毎月第3水曜日に無料法律相談所を開設しています。金銭、不動産、家事等の法律問題を札幌弁護士会所属の弁護士が相談に応じます。

○日時

8月21日(水)13～16時
○場所 余市町中央公民館2階
相談時間は1人30分までで、事前予約が必要です。

◇お問合せ先

役場町民課町民生活係
☎42-2181（内線37）

北海道警察官を募集します

北海道警察官の仕事は多種多様で、とてもやりがいがあります。ぜひ受験してみませんか？

○採用予定人数

200人程度

○受付期間

8月20日(火)まで

○1次試験

9月16日(月)

○2次試験

10月中旬～11月上旬

◇お問合せ先

北海道警察ホームページ
https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp
北海道警察余市警察署
☎0135-22-0110
北海道警察本部採用センター
☎0120-860-314

8月の休日当番病院

医科

当番医診療時間は9～17時

8月4日(日)

林病院

8月11日(日)

小嶋内科

8月12日(月)

池田内科クリニック

8月15日(木)

黒川町整形外科クリニック

8月18日(日)

森内科胃腸科医院

8月25日(日)

よいちクリニク

※夜間については余市協会病院で急患に限り輪番で診療しております。

診療時間 午後6時～翌日午前7時

診療科目 内科、小児科、外科、整形外科

形外科

(☎21-4570)

(☎32-3455)

(☎23-8811)

(☎22-2447)

(☎22-2245)

(☎22-5188)

(☎22-2245)

(☎22-2245)

(☎22-2245)

(☎22-2245)

(☎22-2245)

(☎22-2245)



柔道少年団

新人戦へ向け日々稽古

毎週火・金曜日に古平町武道館で柔道少年団が活動し、古平町、余市町、積丹町の小中学生9人が練習に取り組んでいます。

6月28日の練習では、ランニングやほふく前進などの準備運動を行った後、2人1組で技を掛ける人と掛けられる人に分かれ行う『打ち込み稽古』に取り組みました。団員は足のさばき方や相手の体勢の崩し方など動きの確認していました。3分間実戦形式で行われる『乱取り稽古』では、指導者が「自分の形にもっていく」「相手の動きを利用する」などを団員に指導していました。



武道館での練習のようす



主将の外崎くんは「少年団としては下級生たちを引っ張っていき、強いチームにしたい。個人では中体連で優勝し全道大会へ行けるよう頑張りたい」と抱負を語ってくれました。現在、小学生は9月に行われる新人戦に向け練習を重ねていきます。また、申込や見学はいつでも受け付けていますので、お気軽にお問合せください。

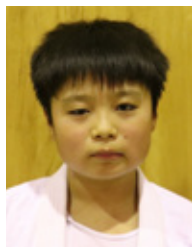
◇お問合せ先

事務局 大川原久夫

☎42-4051



うえの ゆうた
上野雄太
(余市沢町小5年)



よしだ こうたろう
吉田耕太郎
(古平中1年)



ながさか ゆうき
永坂由輝
(美国中1年)



主将
とのさき じゅん
外崎享俊
(美国中2年)

団員を
紹介
します



たきの わたる
瀧野 亘
(古平小1年)



い が ら し て ん ま
五十嵐天真
(古平小2年)



よしだ けんざぶろう
吉田健三郎
(古平小3年)



よしだ じゅんのすけ
吉田淳之介
(古平小4年)



いとう せな
伊藤聖柎
(美国小4年)

登記・相続に関するQ&A

〜土地家屋調査士ってどんな人?〜

第8回

Q 土地家屋調査士ってどんな人?

A 土地家屋調査士は、土地や家屋(建物)を調査する専門家です。

①土地・建物の所有者に代わり、表示に関する登記の申請手続をします。

調査結果をもとに、法務局へ提出する登記申請書、図面などを作成し、手続を行います。土地・建物管理は、登記記録の表題部にその状況を正しく記載することから始まるといえます。土地については所在地番、地目及び地積を、建物についてはどこにどのような建物があるかを表題登記で確定します。

②土地・建物に関する調査・測量をします。

土地の管理は境界標の設置から始まります。境界標は所有する土地の範囲を確定します。土地売買、建物建築、住宅造成などをする時は、土地の境界が必要となり、安全な取引は地積の測定から始まります。地積測量図は土地の所在位置、形状及び面積を証明しています。

土地家屋調査士が土地の測量を行う時、隣接所有者へ境界の立会い、確認の作業を行います。「境界」とは、異筆の土地の間の境界で、客観的に固有なもの(最判昭和31年12月28日)

とされているように公法上の境界とも定義され「筆界」つまり、地番の境を指します。

③筆界特定制度を活用するために土地所有者に代わり申請手続をします。

筆界特定制度とは、土地の所有者として登記されている人などの申請に基づいて、筆界特定登記官が、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地における土地の筆界の位置を特定する制度です。土地家屋調査士は土地所有者に代わって申請手続をします。

④土地の境界紛争を裁判によらない方法で解決します。(ADR認定土地家屋調査士)

以前は土地の境界紛争が生じた場合、時間と費用がかかる裁判等で解決するしかありませんでした。しかし、平成19年4月1日から「ADR法」が施行されました。裁判よりもコストや時間を抑えた境界紛争の解決の方法を定めたもので、ADR認定土地家屋調査士は、土地所有者の状況により最適な方法で問題解決にあたります。

◇お問合せ先

札幌法務局小樽支局

☎ 0134-23-3012

いきいき・ほのぼの文芸

古平町岬短歌会

鳥の名はよくわからねど朝早くむかひの山から仕事せかせる 泉 清三
 千歳飴ふりふり走る神社内袂が邪魔で度々こける 今 泉 べル
 ユーモアに話すしぐさの優しくて安らぎ感じ心むも 小山内 いお子
 集い来て訛り言葉を交しつつ互いに古里思い語らふ 坂本 信子
 力あらば花など植えむすぐ前の空地の雪もきれいに消えぬ 鈴木 時子
 湧別に咲く二〇〇種のチューリップ六〇万個に圧倒されぬ 寺田 カツ子
 春遅く人の数ない町なれど畑にいそしむ選挙カー行く 玉谷 美都子

古平俳句会

浜風に良く鳴る朝の貝風鈴 落書きの子等の笑顔や夏休み
 水打ちて魚の匂ふ漁師町 昼寝する孫の寝返り見て飽かず
 さざ波の光るあたりが夏の海 読みかけの本を伏せ置く昼寝かな
 渡 辺 嘉 之 仲 谷 比呂古

降るやうに打たるやうに蝉の声
 安扇これ見よがしにあふぎけり
 百合の香や二人の会話途切れけり

室 谷 弘 子





本の海より

～新刊図書案内～

～文学～

百の夜は跳ねて	古市憲寿
平場の月	朝倉かすみ
とめどなく囁く	桐野夏生
ひとつむぎの手	知念実希人
百花	川村元気
ノーサイドゲーム	池井戸潤
ボダ子	赤松利一
赤い白球	神家正成
サリエルの命題	楡 周平
GIGANTIS	小森陽一
刑事の慟哭	下村敦史
むかしむかしあるところに、死体がありました。	青柳碧人
落花	沢田瞳子
慈雨	柚月裕子
蛇行する月	桜木紫乃
憂いなき街	佐々木譲
人質	佐々木譲

～社会～

ダウン症の子どもたちを正しく見守りながらサポートしよう！ 玉井邦夫

読みたいことを、書けばいい。 田中泰延

ふるさと創生 北海道土幌町のキセキ 黒井克行

ドキュメント・長期ひきこもりの現場から 石川 清

文化会館図書室に新しい本が入りました。小樽市出身の小説家・朝倉かすみの『平場の月』やドラマ化もされた池井戸潤の『ノーサイドゲーム』など話題の本が揃っています。ぜひお越しくください。

～生活～

燻製大事典	太田 潤
長生きにこだわらない	矢作直樹

～その他～

樹希樹林120の遺言	樹希樹林
辺境メシ ヤバそうだから食べてみた	高野秀行
れもん、よむもん！	はるな檸檬

～絵本～

グリーンマントのピーマンマン
ピーマンマンとドクター・ダマカス
ピーマンマンとよふかし大まおう
ピーマンマンとかぜひきキン
さくらともこ 中村景児

おばけのマールとちいさなびじゅつかん
なかいれい

英語絵本 ちいさいおうち
THE LITTLE HOUSE
バージニア・リー・バートン

英語絵本 ぐりとぐらのおきゃくさま
A Surprise Visitor
中川李枝子 山脇百合子

すずちゃんののうみそ 三木葉苗

だるまさんの かがくいひろし

ころべばいいのに ヨシタケシンスケ

～司書のおすすめ～

『ころべばいいのに』

ヨシタケシンスケ 作・絵 〈プロンズ新社〉

嫌なことや嫌いな人。誰もが抱えているけれど、なかなか表に出すことはためられる負の感情を、肯定しながらも面白おかしくやり過ごす方法を描いています。絵本ですが大人もハッとさせられる一冊です。



文化会館図書館

- 開室日時
月～金曜日
(祝・祭日を除く)
午前9時～午後5時
- 司書：月曜日午前
水曜日午前
木曜日午後
金曜日午後
- 貸出冊数
1人5冊まで
- 貸出期間
2週間
- お問い合わせ先
町教育委員会
☎ 42-2590

2019ふるびらワールドキャンプ

6月29・30日の2日間、古平町国際交流協会主催のワールドキャンプが家族旅行村などで行われ、北大の留学生6か国21人を招き町民との交流を深めました。開会式では浅野恵子会長が「言葉の壁を乗り越えてみんなが積極的に行動し楽しんでください」と挨拶。交流ゲームでは6つのチームに分かれ、体全体で表現するじゃんけんや手に持ったブルーシート上のボールを相手の陣地に追いやるウェーブボールなどで対決。じゃんけんではチーム内で何を出すかの相談が相手チームに聞こえてしまう場面もありました。その後、バーベキューやキャンプファイヤーなどを通じて交流を深めました。参加した吉田柚葉さんは「いろいろな国の人とゲームを通じ話することができて楽しかったです」と話していました。



初めての英会話

7月10日、文化会館で古平町のALT（外国語指導助手）のデバン先生が講師を務める英会話教室が開かれました。教室では参加者15人が、デバン先生に続いてアルファベットの発音を練習後、『自己紹介』をテーマに4班にわかれお互いの名前や仕事、好きなことなどについて話しました。慣れない英語での会話でしたが、参加者は笑い交じりに和やかな雰囲気の中で練習していました。参加者の本間炊さんは「英会話を習うのは初めてでしたが、すごく楽しく過ごせました。Thank you!」と話していました。



町の人口と世帯数

	前月比
人口	3,004人 (-3)
男	1,423人 (-2)
女	1,581人 (-1)
世帯数	1,709世帯 (0)
外国人	51人 (10)
男	6人 (0)
女	45人 (10)

令和元年6月末日現在
住民基本台帳人口

氏名	年齢	死去月日	町内
池田 操さん	76歳	6・12	港町
土谷 新吾さん	93歳	6・16	沢江町
斉藤 シゲさん	90歳	6・28	浜五
柴田 良品さん	70歳	7・1	丸山町

ご冥福をお祈りいたします

氏名 佐藤 蒼真さん
生年月日 6・28
保護者 誠斗さん
町内 あげほ

おたんじょうおめでとう